

## 滋賀県がん診療連携協議会企画運営委員会運営要領

### (目的)

第1条 滋賀県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)設置要綱(平成21年3月13日制定)第6条第3項の規定に基づき、滋賀県がん診療連携協議会企画運営委員会(以下「企画運営委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (所掌)

第2条 企画運営委員会は、次の事項についての協議または調整等を行う。

- (1) 滋賀県におけるがん診療の連携協力体制およびがん医療に係る情報交換に関すること
- (2) 協議会の付議事項に係る調整等に関すること
- (3) 県内のがん診療連携拠点病院等におけるPDCAサイクルの確保に係る情報共有および相互評価に関すること

### (組織)

第3条 企画運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 滋賀県がん診療連携拠点病院の病院長が推薦する者
- (2) 地域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院の病院長が推薦する者
- (3) 滋賀県健康福祉部長が推薦する者
- (4) その他協議会会長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 企画運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、滋賀県がん診療連携協議会会長が推薦する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて企画運営委員会を招集する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、委員会の開催後速やかにその結果を協議会会長に報告するものとする。

### (事務局)

第6条 企画運営委員会の事務を処理するため、事務局を都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めるほか、企画運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要領は、平成21年3月13日から施行する。

この要領は、平成26年7月11日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。